

## 逗子市防災工事費助成金交付要綱

逗子市防災工事費助成金交付要綱（昭和62年8月1日施行）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、崖崩れ、立木の倒壊又は水害等を防除するための工事を行う者に対し、予算の範囲内で防災工事費助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、市民の生命及び財産の保護に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険崖 勾配（水平面となす角度をいう。）が30度以上の傾斜地であり、かつ、垂直高2m以上である自然崖（相当の危険があり、対策工事が必要であると市長が認める人工崖を含む。）をいう。
- (2) 立木 樹高3.5m以上、幹回0.2m以上及び葉張1.5m以上の樹木をいう。
- (3) 河川 河川法（昭和39年法律第167号）に規定する河川を除く普通河川で、内包幅1m以上であり、かつ、深さ1m以上であるものをいう。
- (4) 水路等 前号に規定する河川を除くその他の排水路で、内包幅1m以上であり、かつ、深さ1m以上であるものをいう。
- (5) 水害等 河川又は水路等の崩壊をいう。
- (6) 崖等 危険崖、河川及び水路等の崖等をいう。
- (7) 所有者等 崖等の所有者、管理者若しくは占有者又は崖等の隣接土地所有者、管理者若しくは占有者をいう。
- (8) 崖等の工事 崖崩れ又は水害等を防除するための工事をいう。
- (9) 伐採工事等 危険木の立木伐採工事、支障枝の立木枝払い工事及び伐採した立木の運搬処分（ただし、定期的な維持管理は除く。）をいう。
- (10) 防災工事 崖等の工事及び伐採工事等の総称をいう。

（助成金の対象経費）

第3条 助成金の交付の対象となる経費は、既成の住宅地に近接する崖等で行う防災工事のうち、市長が危害の発生を防止する上で必要と認めるものに要する経費とする。

(助成対象地)

第4条 助成対象地は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 崖等の工事 崖等の崩壊により被害の生じるおそれのある土地又は崩壊により更に被害の生じるおそれのある土地で、垂直高2 m以上（河川及び水路等にあつては1 m以上）の構造物を設置するもの
- (2) 伐採工事等 立木が第2条第1号、第3号及び第4号に規定する対象箇所の斜面地にあるもの又は当該立木の葉張の範囲がその斜面に及ぶもの

(助成対象の除外)

第5条 前条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは、助成対象から除く。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条に規定する事業及び同法第29条に規定する開発行為の許可を受けた開発事業の区域内の工事（開発事業完了公告から起算して10年を経過したものはこの限りでない。）
- (2) 前号の開発事業に係る申請及び手続を1年以内に予定しているもの
- (3) 逗子市まちづくり条例（平成14年逗子市条例第4号）第18条に規定する事業及び開発事業の手続区域内の工事（開発事業完了公告から起算して10年を経過したものはこの限りでない。）
- (4) 前号の開発事業に係る申請及び手続を1年以内に予定しているもの
- (5) 人家の新築、増築又は建替える目的の工事若しくは外構工事
- (6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）その他関係法令に違反している危険崖
- (7) 人工崖（相当の危険があり、対策工事が必要であると市長が認めるものを除く。）
- (8) 工事着手後に助成金の交付申請をした場合
- (9) 第11条に規定する防災工事助成金交付決定書の交付を受ける前に着手した工事
- (10) 交付決定後に交付申請時の設計内容又は指示内容と相違する工事であることが判明した場合
- (11) 営利を目的として行う工事区域
- (12) 前各号に掲げるもののほか、法令又は市長が行った指示に違反した崖等

(助成申請者)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、個人又は法人である助成対象地の所有者等のうち、市税を滞納していないものとする。ただし、公共団体、公共企業体及び宅地造成を業とする者は申請をすることができない。

2 前項本文の規定に関わらず、当該助成対象地の所有者から対策工事の施工及びその後の維持管理並びに助成金の受領又は財産処分の制限について所有者の承諾を得ている場合にあっては、助成対象地の管理者若しくは占有者又は崖地の隣接土地所有者、管理者若しくは占有者が申請することができる。

3 助成対象地である崖等を複数の個人又は法人が所有している場合は、これを1件の申請とするものとし、当該助成対象地の所有者が連名又は当該所有者の中から選任された代表者が申請しなければならない。代表者が申請をする場合においては、申請、対策工事の施工及び助成金の受領について、他の所有者全員の承諾を得なければならない。

4 前項の規定に関わらず、助成対象地が建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)が適用される場合は、同法第25条の規定に基づく管理者を申請者とする。この場合において、申請、対策工事の施工及び助成金の受領について、同法第18条の規定に基づき集会における決議で決するものとする。

(助成対象工事)

第7条 崖等の工事により施工する構造物は、次のとおりとする。

- (1) コンクリートブロック積工
- (2) 鉄筋コンクリート擁壁工
- (3) 無筋コンクリート擁壁工
- (4) 石積工
- (5) モルタル吹付工(急傾斜崩壊防止工事の基準に見合うもの)
- (6) コンクリート吹付工
- (7) 落石防護柵工(親杭横矢板工法を含む。ただし、木矢板の使用によるものは除く。)
- (8) ロックネット工
- (9) 現場吹付法枠工
- (10) 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地崩壊危険区域内崩壊防止工事と同等の工法

(助成回数の制限)

第8条 助成対象地が一連の危険崖である場合の崖等の工事に係る助成は、1回を限度とする。

2 この要綱に基づき伐採工事等に係る助成を受けた者は、最後に当該工事に係る助成金の交付決定を受けた日から起算して2年を経過する日までの間は、伐採工事等に係る助成を受けることができない。

(助成金の額)

第9条 助成金の額は、防災工事に要する経費の2分の1以内とし、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 崖等の工事 1件につき200万円
- (2) 伐採工事等 1件につき10万円

(交付申請)

第10条 申請者は、防災工事費助成金交付申請書(第1号様式)により、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 工事設計書又は見積書
- (2) 工事設計図(崖等の工事の場合に限る。)
- (3) 土地の所有を証明する書又は土地所有者の承諾書
- (4) 工事箇所案内図
- (5) 現況写真
- (6) 防災工事費助成金交付条件の確認及び市税納付状況等確認同意書
- (7) その他市長が必要があると認める書類

(交付決定)

第11条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、防災工事費助成金交付決定書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(技術指導)

第12条 市長は、申請者の防災工事計画の内容等について必要な技術指導を行うことができる。

(工事着手届及び完了届)

第13条 申請者は、防災工事の着手前及び完了後、速やかに工事受注者と連名で工事着手（完了）届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（検査）

第14条 市長は、前条の工事完了届が提出されたときは、検査員を指定して検査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による検査の結果、第10条の申請の内容に適合しないと認めるときは、申請者に対し、その負担において指定する期限までに補修を行うよう求めることができる。この場合において、補修が完了したときは、市長は再検査しなければならない。

（助成金の請求）

第15条 申請者は、前条の検査に合格したときは、防災工事費助成金請求書（第4号様式）を市長に提出し、助成金の交付を受けるものとする。

（取消し等）

第16条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 助成金を目的外又は不当に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき。
- (3) 市長が付した条件又は指導等に従わなかったとき。
- (4) 正当な理由がなく防災工事を著しく遅延させ、又は廃止したとき。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。